

石川県警察旗の取扱い等に関する訓令

〔昭和47年7月1日〕
〔石川県警察本部訓令第31号〕

石川県警察旗の取扱い等に関する訓令を次のように定める。

石川県警察旗の取扱い等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、石川県警察旗(以下「警察旗」という。)の制式、使用および取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(警察旗の制式)

第2条 警察旗の制式は別表のとおりとする。

(警察旗の保管)

第3条 警察旗の保管は、警務課長が行なうものとする。

(警察旗の使用)

第4条 警察旗は、次の各号に掲げる場合で、警察本部長が必要と認めたときに使用するものとする。

- (1) 県警察発足記念日その他県警察として行なう主要な行事
- (2) 県警察学校の入校式および卒業式
- (3) 県警察の代表を派遣して行なう試合または競技会
- (4) 数署または他県と合同で行なう各種の訓練
- (5) その他必要なとき。

(使用手続)

第5条 警察旗を使用するときは、行事等を主管する所属長から警察本部長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするときは、警務課長を経由しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

別表は省略する。